

営業所等設置等届書に関する添付書類

届書を提出する際は、以下確認書類（コピー可）を添付いただく必要があります。

○新設

社債（私募債）を発行した場合

- ・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 第一回社債募集の社債発行要項（次の項目が確認できるもの）
 - 1 利率
 - 2 利息の支払い方法及び期限
 - 3 元利金支払場所（東京都内であることを必ずご確認ください。）
 - 4 払込期日

金融機関等が新たに営業所を開設した場合

- ・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

勤務先預金を取り扱うこととなった場合

- ・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 貯蓄金管理に関する協定書
 - ※労働基準監督署又は運輸局の受領印があるもの
- ・ 貯蓄金（社内預金）管理規定（次の項目が確認できるもの）
 - 1 制度開始日
 - 2 利率
 - 3 利払方法
 - 4 口座管理及び利払場所

※利払事務を本社等で一括の場合、本社等が所在する都道府県へ納入申告

利払事務を事務所ごとで行う場合、事務所が所在する都道府県へ納入申告

※利払事務とは、口座管理及び利息計算を行う事務を指しますが、計算センターのように計算のみを行う場所と、口座管理を行う場所が分かれている場合は、口座管理を行う場所の所在する都道府県に、申告納入することとなります。

○異動

- ・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 顧客に案内するチラシ等

○廃止

法人が他府県に本店移転した場合

- ・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

金融機関の営業所が統廃合した場合

- ・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 顧客に案内するチラシ等

○利子等の種別の変更

- ・ 追加する利子種類の商品パンフレット等

※その他合併等があった場合についても届出が必要となりますので、必要書類等については、中央都税事務所都民税利子割班までお問い合わせください。

提出・お問い合わせ先

〒104-8558 中央区新富 2－6－1

中央都税事務所 事業税課 都民税利子割班

電話：03-3553-2158